

「日本国国章損壊罪」について十分な検討を求める件

国旗は国家を象徴するものであり、大切に扱われるべきものである。しかし昨今、日本国旗に侮辱を加える意思のもとに損壊・汚損される事例が報告されている。

刑法 92 条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は、外国に対して侮辱を加える目的で、当該国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、または汚損することである。この規定は、外交関係への悪影響を防ぐために設けられたものであり、外国の国家の名誉を保護することを目的としている。

我が国も当然に国家の名誉を有しているが、日本国旗その他の国章に関しては同様の規定が存在しない。平成 11 年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定された際の内閣総理大臣談話によれば、同法は国旗を国家の象徴として明確に位置付け、国旗について、国民の理解を促進することをねらいとしたものであった。しかしながら、同法には罰則規定は設けられなかった。今日の状況を踏まえると、日本国旗その他の国章についても法的保護を図る必要性が高まっている。

よって、国会及び政府におかれでは、器物損壊罪その他の既存法令、及び、表現の自由との関係性を整理しつつ、「日本国国章損壊罪」について、国家の尊厳を法的に確保するための国民的議論を促す環境を整え、十分な検討を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 17 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野 田 譲